

青森県報

第二千七百七十二号

平成十五年五月十四日(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による医療機関の指定	健康福祉課	一
生活保護法による介護機関の指定	同	二
右 同	同	三
右 同	同	四
保育士試験の施行	こどもみらい課	五
農業災害補償法による本県の業務の規模の基準	団体経営改善課	五
市町村の区域を超える農業協同組合の合併に係る地域の指定	同	五
家畜伝染病の発生	畜産課	五
保安林の指定解除	林政課	五
公告		
県営土地改良事業計画変更の決定	農村整備課	六
県有地の売却に係る一般競争入札	経理課	六
出先機関		
道路の位置の指定	むつ県土整備事務所	七
公営企業		
青森県公営企業局の組織等に関する規程の一部を改正する		

規程.....(公営企業局).....七

正 誤

平成十五年五月二日定例告示中.....(都市計画課).....七

告 示

示

青森県告示第三百四十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年五月十四日

青森県知事 木村守男

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社団法人青森精神医学研究所附属浅虫温泉病院	青森市大字浅虫字内野二七の二	平成一五・四・一
桜田病院	弘前市大字和泉二丁目一七の一	"
北川ひ尿器科クリニック	青森市花園二丁目四三の一八	"
医療法人社団良風会ちびぎ病院	上北郡東北町字石坂三二の四	"

羽田皮ふ科 板柳薬局 緑の森薬局石川 サワカミ薬局東 店	弘前市大字品川町一の一五 北津軽郡板柳町大字福野田字常盤七四の一六 弘前市大字石川字春仕内九七の五 十和田市東十二番町一四の二七	" "	" "
--	---	-----	-----

青森県告示第三百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年五月十四日

青森県知事 木村守男

名称	所在地	施設の種類	指定年月日
特別養護老人ホームメーブル	上北郡六戸町大字上吉田字長谷八五の一	介護老人福祉施設	平成一五・四・一
介護老人保健施設なみおか	南津軽郡浪岡町大字杉沢字山元四五四の二三八	介護老人保健施設	一五・四・二
財団法人黎明郷介護老人保健施設つがる	南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関字湯向川添三〇	"	一五・四・一
東通村介護老人保健施設のなしょうぶ	下北郡東通村大字砂子又字里一七の二	"	"

青森県告示第三百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年五月十四日

名称	主たる所在地	居宅介護の種類	居宅介護事業所	
			名称	所在地
社会福祉法人松緑福祉会	上北郡六ヶ所村大字三〇の二三三	訪問介護	たもぎサービスセンター	上北郡六ヶ所村大字平沼の七
社会福祉法人同伸会	八戸市大字久保字三三二の一	訪問介護	杏里白銀センター	八戸市白銀二丁目一〇二
有限会社へば俱樂部	八戸市類家四丁目一五の九	訪問介護	小さなデイサービスへば俱樂部	八戸市類家四丁目一五の四〇
社会福祉法人緑風会	南津軽郡平賀町大字沖館字和田八	通所介護	ほりこし介護福祉センター	弘前市大字堀越字柳田の一六
有限会社ケンアビスたんぽぽ	北津軽郡金山町大字朝日二七六の二	訪問看護	有限会社ケンアビスたんぽぽ	北津軽郡金山町大字朝日二七六の二
小笠原幸裕	西津軽郡車力村大字富里一	訪問看護	リアミリック希望	西津軽郡車力村大字富里の一
社会福祉法人松緑福祉会	上北郡六ヶ所村大字三〇の二三三	訪問介護	六ヶ所村ホームヘルパーズセンター	上北郡六ヶ所村大字平沼の七
株式会社コムスン	東京都港区本木四丁目八の五	訪問介護	株式会社コムスン南部山ヶ目	八戸市長苗代二丁目二〇の長苗代2のC
社会福祉法人緑風会	南津軽郡平賀町大字沖館字和田八	訪問介護	ほりこし介護福祉センター	弘前市大字堀越字柳田の一六

青森県知事 木村守男

社会福祉法人 慈恵	医療法人 弘愛	有限会社 青森 福祉サー ビス	社団法人 地域 医療振興 協会	財団法人 黎明	社会福祉 法人	小笠原 幸裕	社団法人 地域 医療振興 協会	財団法人 黎明	医療法人 西稜	社会福祉 法人
青森市大 字近野 三五四一	弘前市大 字三丁目 一四〇	青森市緑 二丁目一 の二	東京都千 代田区平 河町六 丁目六の 三	南津軽郡 碓氷川添 三〇	上北郡六 戸町長吉 五の八	西津軽郡 車力大字 富里一	東京都千 代田区平 河町六 丁目六の 三	南津軽郡 碓氷川添 三〇	南津軽郡 浪岡大字 細田一	西津軽郡 木造八 字鳥谷 九
"	"	痴呆対 生活介 護	"	短期入 所療 養介護	短期入 所生 活介護	居宅療 養管 理指導	"	"	通所リ ハビリ テーション	"
社会福祉 法人慈 恵	グループ ホーム あおい 温	グループ ホーム 上磯	東通村 介護老 人保健 施設	財団法人 黎明 郷土設 計	特別養 護老人 ホーム	ファミリー 希望	東通村 介護老 人保健 施設	財団法人 黎明 郷土設 計	介護老 人保健 施設	セイター 柏風
青森市大 字内大 谷三六	弘前市大 字旭 二丁目六 の四	青森市大 字小 田川九三 の一	下北郡東 通村七 字又二 里一七	南津軽郡 碓氷川添 三〇	上北郡六 戸町吉 田五の 一	西津軽郡 車力富 里一	下北郡東 通村七 字又二 里一七	南津軽郡 碓氷川添 三〇	南津軽郡 浪岡大 字沢四 三三	西津軽郡 木造八 字鳥谷 九
一五 三三	一五 三一	"	"	"	一五 四一	一五 二二	"	一五 四一	一五 四二	一五 四三

名称	主たる事務所在地	名称	所在地	指月日
社会福祉法人 松緑福祉会	上北郡六 ヶ所村 大字戸 字柵沢 一三〇の 二三	たもぎ 在宅介 護支 援セン ター	上北郡六 ヶ所村 大字平 沼字二 階坂九 二の七	一五 四一
社会福祉法人 七戸福祉会	上北郡七 戸町字 太田野 一九の 四	社会福祉 法人七 戸介 護支 援セン ター	上北郡七 戸町字 太田野 一九の 四	一五 二一
社会福祉法人 緑風会	南津軽郡 平和賀 田大字 沖館字 和賀田 八四	ほりこ し介 護福 祉セン ター	弘前市大 字堀越 一の一 六	平成 一五 四一

青森県知事 木村 守 男

青森県告示第三百五十一号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したの
で、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。
平成十五年五月十四日

名称	主たる事務所在地	名称	所在地	指月日
社会福祉法人 東北赤松福祉会	上北郡東 北下三 四	グループ ホーム ぼら	上北郡東 北下三 三	一五 四一
特定非営 利活動 法人ウ ィン	五所川原 市字烏 森四五 の	グループ ホーム エルム の	五所川原 市字烏 森四五 の一	一五 三二
医療法人 謙昌	八戸市大 字保字 二	グループ ホーム あんず の家	八戸市小 中野五 丁目二 の五	一五 四一
社会福祉 法人 緑風会	南津軽郡 平賀字 和田八 四	太陽の 里	弘前市大 字堀三 の二	一五 二四

青森県告示第三百五十二号

平成十五年保育士試験を次のとおり施行するので、青森県保育士試験規則（昭和三十四年四月青森県規則第三十九号）第二条の規定により告示する。

平成十五年五月十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 受験資格

保育士試験を受けようとする者は、次のいずれかに該当する者であること。

- 1 学校教育法による大学に一年以上在学して六十二単元以上習得した者（短期大学卒業者を含む。）又は高等専門学校を卒業した者その他に準ずる者として厚生労働大臣の定める者

注 厚生労働大臣の定める者

- (一) 学校教育法による大学に一年以上在学している者であつて、十五年度中に六十二単元以上習得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めたる者

- (二) 学校教育法による高等専門学校又は短期大学の最終学年に在学している者であつて、十五年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めたる者

- (三) 学校教育法による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の専攻科（修業年限二年以上のものに限る。）若しくは盲学校、聾学校、養護学校の専攻科（修業年限二年以上のものに限る。）を卒業した者又は当該専攻科の最終学年に在学している者であつて、十五年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めたる者

- (四) 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限一年以上のものに限る。）若しくは各種学校（同法第五十六条第一項に規定する者を入学資格とするものであつて、修業年限二年以上のものに限る。）を卒業した者又は当該専修学校の専門課程若しくは当該各種学校の最終学年に在学している者であつて、十五年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めたる者

- (五) 外国において、学校教育における十四年以上の課程を修了した者

- 2 学校教育法による高等学校保育科を卒業した者（平成八年三月三十一日までの卒業者）

- 3 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は通常の課程による十二年の学校教育を修了した者であつて、児童福祉施設において二年以上の児童の保護に従事した者

- 4 児童福祉施設において、五年以上の児童の保護に従事した者

- 5 平成三年三月三十一日以前に高等学校を卒業した者

- 6 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事において適当な資格を有すると認めたる者

二 試験の期日及び場所

- 1 期日 筆記試験 平成十五年八月七日（木）、同月八日（金）
実地試験 平成十五年八月二十六日（火）

- 2 場所 青森市大字横内字神田一二
青森中央学院大学

三 試験の科目

- 1 社会福祉
- 2 児童福祉
- 3 発達心理学及び精神保健
- 4 小児保健
- 5 小児栄養
- 6 保育原理
- 7 教育原理及び養護原理
- 8 保育実習

注 三に掲げる全科目について筆記試験を行い、保育実習のうち、音楽、絵画制作、言語の各分野について実地試験を行う。

四 受験申請書受付期間

平成十五年六月十六日（月）から同月二十日（金）まで。ただし、郵送する場合は、六月二十日までの消印のあるものは有効とする。

五 受験申請書提出先

〒〇三〇・八五七〇

青森市長島一丁目一

青森県健康福祉部こどもみらい課児童施設支援グループ

六 提出書類

受験申請書に次の書類を添付すること。

- 1 住民票抄本
- 2 受験資格証明書
- 3 写真(最近六か月以内に撮影した縦四センチメートル、横三センチメートルの脱帽、上半身、正面向きのもの)二枚
- 七 受験手数料
八千九百円(青森県収入証紙を受験申請書の所定欄に貼ること。)
- 八 その他

受験申請用紙は、青森県健康福祉部こどもみらい課児童施設支援グループに請求のこと。

なお、郵送により請求する場合は、百四十円相当の郵便切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角型三号)を同封すること。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部こどもみらい課児童施設支援グループ(電話〇一七・七三四・九三〇二)に問い合わせること。

青森県告示第三百五十三号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第十六条第一項ただし書の規定に基づき、業務の規模の基準を次のとおり定め、平成十二年四月一日青森県告示第二百九十四号(農業災害補償法による本県の業務の規模の基準)は、廃止する。

平成十五年五月十四日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 水稲 三十アール
- 二 麦及び陸稲 十アール

青森県告示第三百五十四号

青森県農業協同組合併助成条例(昭和四十五年十二月青森県条例第六十六号)第二条第二項第二号ただし書の規定により、市町村の区域を超える農業協同組合の合併に係る地域として弘前市、中津軽郡岩木町及び西目屋村並びに南津軽郡藤崎町、大鰐

町及び碓ヶ関村の区域を指定する。

平成十五年五月十四日

青森県知事 木 村 守 男

青森県告示第三百五十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十五年五月十四日

青森県知事 木 村 守 男

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨネ病	牛	患畜	一	西津軽郡車力村	平成 一五・四・四
			二	下北郡東通村	一五・四・五
			一	上北郡横浜町	

青森県告示第三百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年五月十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林の所在場所

北津軽郡市浦村大字相内字相内五四五、五四六の一

二 保安林として指定された目的

- 風害の防備
- 保安林解除の理由
- 指定理由の消滅

公 告

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、毛内地区の県営土地改良事業（農林漁業用揮発油稅財源身替農道整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年五月十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十五年五月十五日から同年六月十一日まで

三 縦覧の場所

黒石市役所

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十五年五月十四日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 一般競争入札に付する事項
- 次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
弘前市大字城西四丁目の一	宅 地	二〇一・三三三平方メートル

二 予定価格
八百二十三万円

三 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所
弘前市大字城西四丁目の一

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所
青森市長島一丁目の一
青森県出納局経理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

弘前市大字蔵主町四

青森県弘前合同庁舎 別館二階会議室

2 日時

平成十五年六月十六日 午後一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十五年六月八日午後一時から、弘前市大字城西四丁目一の一において現場説明を行う。

出 先 機 関

むつ県土整備事務所告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年五月十四日

むつ県土整備事務所長 竹 内 由 昭

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
むつ市大字田名部字斗南 岡三の二七六	五七・九四メートル	六・一〇メートル	平成 一五・四・三〇

公 営 企 業

正 誤

青森県公営企業局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十五年五月十四日

青森県知事 木 村 守 男

青森県公営企業管理規程第十一号

青森県公営企業局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県公営企業局の組織等に関する規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第五のグループリーダーの専決事項の項第四号中「本庁の職員の下に」「時間外勤務、」を加え、同項第二十号を同項第二十一号とし、同項第十二号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「支出命令」の下に「及び振替命令」を加え、同号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一 職員の扶養手当、通勤手当及び住居手当の支給に係る事実の確認、額の決定及び改定等に関すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

都 市 計 画 課

発行年月日	区分	番 号	ペ ー ジ	段	行	誤	正
平成一五・五・二 第二一六八号	告 示	第三三二号	四	上	一〇	三・四・十二号	三・四・八号

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭